

## 令和5年度 第2回会津若松市国民健康保険運営協議会会議録

1. 日 時 : 令和5年11月14日(火) 午後1時~午後2時  
2. 場 所 : 会津若松市役所 栄町第二庁舎 2階第3会議室  
3. 議 事 :

### 報告案件

- (1) 令和4年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要
- (2) 第3期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組について
- (3) 会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の取組について
- (4) 第4期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針(案)及び会津若松市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画(案)について
- (5) 会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について

4. 委員会出席者  
(敬称略)
- |     |                      |
|-----|----------------------|
| 会 長 | 中澤 真 (議長)            |
| 副会長 | 平野 淳子                |
| 委 員 | 五十嵐 公一 (会議録署名人)      |
| 委 員 | 江川 清                 |
| 委 員 | 渡邊 市雄                |
| 委 員 | 鈴木 千秋                |
| 委 員 | 安部 幸子                |
| 委 員 | 高橋 慶彦                |
| 委 員 | 湯澤 広行 (会議録署名人)       |
| 委 員 | 山崎 雄一郎               |
| 委 員 | 武藤 理恵子 (以上17名中11名出席) |

5. 事務局出席者
- |                 |        |
|-----------------|--------|
| 健康福祉部部長         | 新井田 昭一 |
| 健康福祉部副部長        | 長谷川 健一 |
| 健康福祉部副部長兼健康増進課長 | 宮森 健一朗 |
| 国保年金課長          | 二瓶 睦   |
| 国保年金課主幹         | 上田 裕司  |
| 健康増進課主幹         | 鷓川 利恵子 |
| 国保年金課副主幹        | 伊関 浩一  |
| 国保年金課副主幹        | 渡部 さおり |
| 国保年金課副主幹        | 芳賀 智基  |
| 健康増進課主査         | 大竹 康晴  |
| 国保年金課主査         | 塚原 奨   |

## <議 事>

会 長 議事に入る。出席委員は 11 名であり、過半数に達しているため、ここに協議会が成立していることを報告する。会議録署名委員については慣例により、会長の指名推薦としたい。

各委員 異議なし。

会 長 五十嵐 公一委員、湯澤 広行委員の 2 名を指名する。  
それでは、報告案件(1)~(5)について事務局より一括して説明をお願いしたい。

事務局 報告案件(1)令和 4 年度会津若松市国民健康保険特別会計決算概要について説明する。

1 被保険者数の状況については、令和 4 年度末の被保険者数が 24,058 人となり、前年度比較で 961 人減少した状況である。

2 決算の概要について、令和 4 年度歳入における国民健康保険税は、前年度決算との比較で 104,784,586 円の減となった。次に国県支出金は 69,779,308 円の減となった。これについては、いずれも被保険者数の減によるものである。歳出について、被保険者数の減により、前年度決算との比較で保険給付費は 50,399,413 円、国民健康保険事業費納付金は、179,679,717 円それぞれ減少している。歳入の合計が 11,411,836,390 円、歳出の合計が 11,015,652,001 円で、歳入歳出差引額は 396,184,389 円の黒字となり、主な要因として前年度繰越金について、準備金に積立てせず、予備費に措置したことによるものである。(2)基準外繰入について、令和 4 年度においても、一般会計からの基準外繰入は行わなかった。要因としては県単位化以降、国費が拡充していることによるものである。(3)国民健康保険税の収納額について、前年度決算との比較で 104,784,586 円の減となった。(4)保険給付費について、前年度決算との比較で 50,399,413 円の減となった。一方、一人当たりの医療費は前年度比で約 3%増加している。(5)準備金の残高について、前年度決算との比較で 840 万円の減となり、基金残高は令和 4 年度末で約 2 億 8600 万円となっている。なお、準備金については令和 5 年 4 月から名称が国民健康保険事業運営安定化基金となり、用途が追加されている。

次に、報告案件(2)第 3 期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の取組について、まず、国保事業の健全化のために掲げた 3 項目の令和 4 年度の取組状況について説明する。

1 国保税の適正賦課と収納率向上の取組のうち、(1)国保税率の見直しの検討について、税率について改定は行わず据え置きにした。また、令和4年度においては地方税法改正に伴う賦課限度額の改定を行った。(2)国保税調定額、収納額、収納率について、調定額は前年度比約1億4,904万円の減、収納額は前年度比約1億478万円の減となっている。主な要因は被保険者数の減である。次に収納率について、現年度分の収納率は目標92.67%に対し92.93%で、目標を達成した。一方、滞納繰越分は目標20%に対し17.65%、前年度比では0.08ポイントの増となった。収納率全体としては71.95%となった。収納率の向上を図るため、次の取組を行った。

- ・国保推進員の訪問による納付勧奨、居住実態調査
- ・口座振替、コンビニ納付、インターネット納付、スマートフォン決済アプリによる納付の推進
- ・夜間・休日臨時窓口の開設
- ・短期被保険者証・資格証明書の交付による納付相談機会の確保
- ・財産調査の実施による担税力確認と滞納処分

2 医療費適正化への取組のうち、(1)レセプト点検、第三者行為求償・不当利得の回収について、取組の結果、財政効果率は1.29%となった。①被保険者資格点検、②請求内容点検、③不当利得や第三者行為による徴収金等の合計で98,910,000円を回収し、診療報酬明細書請求額との比較で1.29%となった。(2)重複・頻回受診者に対し、保健師による訪問指導を行った。

3 健康づくりへの取組、4 その他としてジェネリック医薬品の取組については後ほど報告案件(3)で説明する。

5 今後の取組のうち、(1)国保税の収納率について、より一層の収納率向上に向けて次の取組を行う。①納期内納付の推進、②納付相談機会の充実  
③早期の財産調査による担税能力の把握と滞納処分の推進。(2)医療費適正化等については、次の取組を行う。①診療報酬明細書点検専門員による効率的な点検の実施、②第三者求償や不当利得などの返還請求の着実な実施。

次に、報告案件(3)会津若松市国民健康保険第2期データヘルス計画・第3期特定健康診査等実施計画の取組について説明する。健康課題である生活習慣病の発症や重症化の予防、高血圧症・糖尿病・脂質異常症の減少、さらには、メタボリックシンドロームの減少のために令和4年度に実施した保健事業について説明する。

1 特定健康診査について、集団健診は昨年度より1箇所多い14箇所  
で6月から10月まで実施した。施設健診は昨年度より1機関増え、42  
箇所  
で6月から11月まで実施した。特定健康診査の法定受診率については昨年度より2.4ポイント増え47.8%となった。受診率向上の取組とし

て、①受診者へ提携店舗のサービス券や日帰り温泉入浴割引券の配布、②町内会回覧による受診勧奨、③令和2年度から開始した受診歴等個別の事情に応じた受診勧奨通知の継続、④37歳～39歳の被保険者を対象とした「スマートフォン簡易検査」による40歳からの特定健診受診の意識醸成に努めた。受診率の状況は、様々な取組により、コロナ前の水準まで上昇した。男女別・年齢階層別では、依然として、女性より男性の受診率が低く、また、男女とも若い年代ほど受診率が低い傾向にある。

2 特定保健指導については、特定健康診査結果から対象者を抽出し、保健師による支援をするものである。(1)実施内容について、特定保健指導の利用案内を送付し、対象者へ100%アプローチを行った。初回面接から継続的な支援を概ね1年をかけて実施した。(2)法定実施率は、令和4年度は64.5%であり、前年度より0.9ポイント上昇したが、目標値は達成できなかった。なお、国の目標値である60%は達成している。

3 重症化予防事業・糖尿病性腎症重症化予防事業については、特定健康診査の血圧、腎機能等の検査項目の結果に基づき、医療機関を受診する必要がある方を対象に、保健師による個別支援を実施した。平成29年度に「糖尿病性腎症重症化予防プログラム」を作成し、リスクの高い人を対象に保健指導を継続して実施した。(1)個別支援実施内容については、面接・電話等で概ね1年をかけて関わっている。(2)個別支援実施状況は、各項目の対象者に対し、それぞれ指導を行っている。いずれの対象者も、前年に比べて減少している。(3)慢性腎臓病(CKD)のリスクの高い方に、予防のための講演会を実施した。

4 その他の取組については、①令和元年度から実施している全市民向けの健康づくりプロジェクト「會津 LEAD」において、啓発を継続的に行った。②がん検診を特定健康診査と一体的に行い、受診環境を向上させ、受診率向上に取り組んだ。③重複・頻回受診者への適切な受診指導を行った。④「ジェネリック医薬品利用促進のお知らせ」を年6回送付した。

5 特定健康診査・特定保健指導・重症化予防事業等にかかる実施結果については、①特定保健指導対象者の減少率は、令和4年度の目標を達成した。②Ⅱ度高血圧以上の割合は、経年的に増加しており、令和4年度は改善傾向にあるものの、目標からみると厳しい状況である。③脂質異常症の割合は、令和4年度の目標を達成した。④糖尿病有病者の割合は増加傾向にある。糖尿病治療継続者については、令和元年度に割合が減少したが、令和2年度より増加傾向にある。⑤腎機能低下者の割合は、増加傾向にある。⑥50代男性受診者に占めるメタボ該当者の割合は増加傾向にある。⑦喫煙率は、目標に達しておらず、直近では数値が悪化している。⑧ジェネリック医薬品の普及率は、国の目標値80%を達成している。

6 今後の取組としては、①生活習慣病の予防、早期発見・早期治療のため、引き続き特定健康診査受診率の向上に取り組む。②特定保健指導対象者が主体的に生活習慣の改善に取り組めるよう効果的な保健指導に努め

る。③高血圧、血糖等の項目に関する目標達成には、継続した取組が不可欠であるため、血圧や脂質、血糖、腎機能等の検査結果による保健指導を引き続き実施していく。④メタボリックシンドローム該当者の減少のため、生活習慣に関する啓発を継続していく。⑤新たな透析患者の減少のため、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより、医療機関受診のための個別支援や、糖尿病治療中の腎機能低下者に対して主治医と連携した栄養指導等を継続していく。

次に、報告案件(4)-1 第4期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の策定について説明する。

1 策定の趣旨については、平成30年度に国保制度が改革され、県が財政運営の責任主体となり、市町村との役割分担により県国民健康保険運営方針の下、国保事業の運営がなされているところである。こうした中、本市は、被保険者である市民が安心して医療を受けられるよう、市として国民健康保険事業運営健全化指針を策定し、より一層安定した運営に取り組んできた。本年度は現指針の最終年度となることから、現指針の総括を行うとともに、引き続き本市国民健康保険事業の安定した運営を図っていくため、次期県運営方針を踏まえ、次期指針を策定するものである。なお、次期県の運営指針について素案が示されており、基本的には現内容を継続するものである。

2 現指針の総括のうち、(1)安定的な財政運営に向けた3つの基本方針と取組状況について、まず、①歳入の確保に関して、国保税率は、平成28年度以降据え置いてきた。また、現年度分の収納率は、目標を達成した。②医療費の適正化については、健康づくりは目標を達成していない状況である。一方、ジェネリック医薬品の利用率は80%以上を維持しているほか、レセプト点検等による財政効果率は1%以上、概ね1億円の削減を維持してきた。③県からの貸付等によらない財政運営については、公費の拡充などを踏まえ、県基金の貸付、一般会計からの基準外繰入によらない財政運営を行ってきた。(2)第3期指針の取組の総括については、国保税率の見直しを検討した上で、税率を据え置きとし、現年度収納率については目標を達成し、歳入の確保に努めてきた。一方、健康づくりの実施率等は目標達成できなかったものの、給付の適正化に関しては継続して一定の効果を上げてきた。また、一般会計から基準外の繰入をせず、県財政安定化基金の貸付を受けることもなかった。コロナ禍にあっても被保険者が安心して医療を受けられるよう、以上の3つ基本方針に沿って、本市国民健康保険事業の安定した財政運営を図ってきたところである。加えて、市国保事業運営安定化基金を設置して一定額を積み立て、より一層安定した財政基盤の確保にも努めてきた。

3 次期指針の概要のうち、(1)対象期間については、令和6年度からの6年間で、令和8年度に中間評価を実施する。(2)指針の内容としては現指

針の方針を継続するものである。(3)主な取組内容として、現指針の取組を継続するとともに、次の3点を加える。①令和11年度に県内国保税水準の統一が予定されていることから、今後、内容の整理・検討が進められる。税率の見直し検討にあたっては、この検討内容等を踏まえるものとする。②収納率の更なる向上として、次期県指針素案の中で収納率目標値を令和11年度までに97.07%としていることから、市としてもこれを目標に、さらには中間年度の目標値を設定する。③昨年度末に準備金から国民健康保険事業運営安定化基金に改正したが、新たな指針に本基金の活用を明記する。(4)進行管理について、毎年度、決算や取組状況について検証し、市国民健康保険運営協議会に報告するとともに、市ホームページ等で公表する。 4 市民・関係機関の意見聴取と、5 策定の手順・スケジュールについては、本日の運営協議会后、12月の1か月、パブリックコメントを実施し、来年1月の運営協議会で諮問・答申を経て年度内に次期指針を決定し公表する。

次に、報告案件(4)-2会津若松市国民健康保険第3期データヘルス計画・第4期特定健康診査等実施計画の策定について説明する

1 策定の趣旨については、令和5年度は現計画の最終年度となることから、現計画の総括を行うとともに、次期計画を策定するものである。生活習慣病の発症や重症化を予防し、生活の質の維持向上と医療費の適正化を図っていく。

2 計画の性格と位置付けについては、データヘルス計画は、レセプトデータ等を分析し、健康課題を明らかにして、効果的な保健事業を実施する。特定健康診査等実施計画は、特定健康診査及び特定保健指導の具体的な実施方法を定める。上位計画との整合を図り、2つの計画を一体的に策定する。

3 現計画の総括のうち、(1)目標の達成状況について、短期目標は11項目を設定したうち、達成が3項目、未達成が8項目となっている。また、中長期目標は3項目を設定し、達成が2項目、未達成が1項目となっている。(2)評価と課題については、未達成となっている項目が多いものの、改善傾向の項目もあり、取組の成果が一定程度見られる。65歳以上の前期高齢者が5割近くを占めており、健康課題の著しい改善は難しい状況にある。メタボリックシンドローム該当者とその予備群が35%程度と多く、リスクが重複している。生活習慣病の患者数の割合は、40%を上回っており、増加傾向にある。(3)今後の取組の方向性について、引き続き、メタボリックシンドローム該当者とその予備群、生活習慣病患者の減少に向けて取り組み、高血圧症の減少と、更なる疾病の減少につなげていく。それにより健康の保持増進、生活の質の維持向上、ひいては健康寿命の延伸、医療費の適正化につなげていく必要がある。

4 次期計画の概要については、(1)計画期間は令和6年度からの6年間

で、令和8年度に中間評価を実施する。(2)計画の内容は現計画の内容を継続するものであり、改善すべき健康課題を設定し、個別の保健事業を実施するものである。その他の事業の主なものとして啓発事業、高齢者の保健事業と介護予防等の一体的実施、ジェネリック医薬品の使用促進がある。目標設定について、中長期目標を見据えた短期目標を設定する。

5 市民・関係機関の意見聴取と、6 策定の手順・スケジュールについては、本日の運営協議会后、12月の1か月、パブリックコメントを実施し、来年1月の運営協議会で諮問・答申を経て年度内に次期計画を決定し公表する。

最後に、報告案件(5)会津若松市国民健康保険税条例の一部改正について説明する。

1 改正の趣旨については、本年5月に全世代対応型の持続可能な社会保障制度を構築するための関係法律を改正する法律が公布等され、地方税法及び地方税法施行令の一部が改正され、子育て世帯の負担軽減等の観点から「国民健康保険の出産被保険者が属する世帯の国民健康保険税を軽減する制度」が来年1月から施行されることになったことに伴い、本市の国民健康保険税条例の一部を改正する。

2 改正の内容については、(1)出産予定又は出産した国民健康保険の被保険者に係る国民健康保険税の所得割額及び均等割額を減額する。(2)減額する額は、出産月を基準とし、単体妊娠の場合4か月、多胎妊娠の場合は6か月減額する。出産の定義は妊娠85日以上の出産で、死産・流産・早産を含む。軽減対象となるのは、令和6年1月以降の該当月分となり、令和5年11月が出産月となる場合の軽減対象は、出産2か月後の令和6年1月分の1か月分となる。

3 手続き方法については、届出書の提出が必要だが、職権により届出事項等が確認できる場合は、届出を省略できる。出産予定日の6か月前から届出受付を開始し、出産前の届出は母子手帳の写しの添付が必要となる。

4 制度の周知方法については、母子手帳交付時に周知チラシを配布するほか、子どもの国保加入届出時や納税通知書発送時に周知チラシを配布し、市政だより・市ホームページへ掲載する。

5 軽減見込世帯数については、年間約35世帯を見込んでおり、国や県からの一部財政支援がある。

6 施行日については、令和6年1月1日から施行する。

7 適用区分については、改正後の条例の規定は、令和6年1月以後の期間に係る国民健康保険税について適用する。

8 今後のスケジュールについては、市議会12月定例会議へ条例改正案を提出する。

説明は以上である。

会 長 質問はあるか。

江 川 ①報告案件(1)決算概要の2(1)収支状況の黒字の主な要因として、準備金に積み立てせず、予備費に措置したとあるが、なぜ準備金に積み立てしなかったのか。

②報告案件(1)の2(2)基準外繰入を行わなかった要因に国費が拡充したとあるが、拡充の内容を具体的に教えてほしい。

③報告案件(2)事業健全化指針の2の医療費適正化への取組の中で、回収額のうち請求内容点検が約半分を占めているが、毎年減っていないように思える。

事務局 ①準備金に積み立てしなかった理由としては、準備金には上限を設けており、上限を国保事業費納付金の直近3年間の平均の10%としていた。残高がこの上限に達していたため、予備費に措置した。なお、準備金については本年4月から国保事業運営安定化基金となり、基金には上限がなく、基金に積み立てる形で取り扱っている。

②国費の拡充について、毎年3400億円程度国費として充てられるようになってきている。会津若松市で試算すると1人1万円を超える金額が充当され、約3億円程度の効果が現れている。

③明確な理由は分かりかねるが、医療行為は病状と医師の見立てで一定の医療ガイドラインの中で診療される。医療技術が進歩する中で、一概に請求額を下げることは難しいと思われる。しかしながら、審査側のスキルを上げ、レセプトを点検する必要があると考える。

江 川 第4期会津若松市国民健康保険事業運営健全化指針の柔道整復療養費等の適正化の中に、「柔道整復療養費については、患者に代わって保険者に請求する受領委任が認められており、不正請求が生じる場合がある」と記載しているが、これはどういうことか。

事務局 柔道整復院で治療を受けた場合、患者が窓口で10割を負担し後日償還払いをするのが原則だが、負担が大きいため、柔道整復院で7割分を請求するやり方がある。中には、適切でない請求がなされる場合があるため、周知啓発を図り、適正な医療給付につなげていくものである。

江 川 誤った請求というのは、例えば、疾病予防のためにマッサージをしてもらったなどを指すのか。

事務局 治療の一環としてマッサージが認められる場合があるが、そうでない場合もあり、不正請求になるため適切に審査していくものである。



- 江 川           このようなケースは多いのか。
- 事務局           数が多いわけではなく、不正請求の一つとしてあるものである。
- 高 橋           「ジェネリック医薬品の利用促進のお知らせ」を年6回送付したとあるが、同一の方に送り続けたのか。それとも、タイミングを分けて別の方に6回送付したのか。
- 事務局           同一の方でも年6回送付している。
- 高 橋           目標値を超過している中で、年6回送付して効果が上がるのか疑問に感じる。ジェネリック医薬品が発売されるのは6月と12月の年2回なので、その時のレセプトデータを活用して年2回でも十分効果はあるように思える。また、ジェネリック医薬品の現状として、出荷調整やメーカーの不正などから、そもそもジェネリック医薬品が入らず、患者の意向にそぐわずジェネリックではない医薬品を提供する場合がある。また、メーカーの不正などから、そもそもジェネリック医薬品を希望しない患者もいるので、この現状が改善されないとジェネリック医薬品普及率が下がる可能性があることをお伝えしたい。
- 事務局           国保連等としても年6回の送付の効果に対しては問題意識を持っている。費用対効果の面で効果を見極めていきたい。また、ジェネリック医薬品の現状について、貴重なご意見として伺った。
- 渡 邊           ①被保険者数の減少についての対応策は何かあるか。  
②低所得者への負担軽減策は今後どのように考えているか。  
③滞納者への対応はどのようにしていくのか。
- 事務局           ①人口減少の中、国保として被保険者数を増やしていくことは困難であると認識している。  
②所得の低い方に対しては法定軽減される制度があり、引き続き、適正な制度運用に努めていく。  
③電話催告等により納税を促しつつ、納付相談してきたが、これを継続することに加え、財産調査に重点的に取り組んでいく。
- 江 川           資料が昨日届き、目を通す時間が少ないため、もう少し早く送付してほしい。
- 事務局           次期指針とデータヘルス計画については、次回の運営協議会で諮問・答

申をする。意見をいただく機会を作る。

安 部 昨日、一箕地区で市議会議員との意見交換会があり、その中で、医療機関を受診したことがない健康な高齢者の方がいるとの話があり、そういう方がいることを市民に知らせてはどうかという意見が出た。個人情報もあるので名前を出すことは難しいと思うが、例えば、今年は受診しなかった人が10人、来年は20人を目標とするような、市民を触発するPR活動を行っても良いと思う。一人あたりの医療費が増加していく中で、健康でいなければならないという意識を醸成させるためにも、高齢者で受診したことがない健康な人がいるということをお知らせしても良いのではないかと意見が出たことを報告する。

事務局 伝え方によっては誤解を招く可能性もあるが、健康づくりが大切であるという文脈のもと、市政だよりなどのPR手法を内部で検討したい。

会 長 円滑な審議ご協力いただきありがとうございました。